条例

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月六日

埼玉県知事　大　野　元　裕

埼玉県条例第四十二号

埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例

埼玉県屋外広告物条例（昭和五十年埼玉県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第二種低層住居専用地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

第十四条第一項中「その者」の下に「。次条第一項において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（広告物の点検）

第十四条の二　広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより、定期に、当該広告物又は掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況について点検を行わなければならない。ただし、人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのない広告物又は掲出物件等として規則で定めるもの（第四項において「点検不要広告物等」という。）については、この限りでない。

2　前項本文の点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件（次項において「資格者点検義務広告物等」という。）に係るものについては、法第十条第二項第三号イに規定する者その他規則で定める資格を有する者（次項において「広告物等点検資格者」という。）に行わせなければならない。

3　第一項本文の点検のうち規則で定める広告物又は掲出物件（資格者点検義務広告物等を除く。）に係るものについては、広告物等点検資格者に行わせるよう努めなければならない。

4　第六条第一項若しくは第七条第五項の許可（既に設置されている物件に広告物を掲出する場合に限る。）、第十一条第三項の規定による許可の期間の更新又は第十二条第一項の許可を受けようとする者（点検不要広告物等について許可又は許可の期間の更新を受けようとする者を除く。）は、規則で定めるところにより、第一項の点検の結果を知事に報告しなければならない。

第二十五条第一項第一号中「試験に合格した」を削る。

附　則

この条例中第四条第一号及び第二十五条第一項第一号の改正規定は公布の日から、第十四条第一項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定は令和四年四月一日から施行する。